

5歳から11歳のお子様の保護者の方へ 〈新型コロナワクチン接種(3回目)のお知らせ〉



3



5歳から11歳のお子様も、 3回目接種が受けられるようになりました。

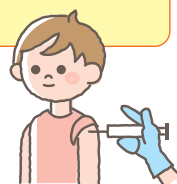


Q. なぜ追加接種(3回目接種)が必要なのでしょう？

A. 子どもの感染者数の増加とともに、重症者数も増加傾向にあります。初回接種(1・2回目接種)後、時間経過とともに発症予防効果が低下しますが、追加接種(3回目接種)を行うことにより効果が回復すると報告されています。ぜひ、お子様と一緒に3回目接種をご検討ください。

接種の対象と使用するワクチン

- 1・2回目接種を完了した5～11歳のお子様を対象です。
- 1・2回目接種を完了し、5か月以上、間隔を空けて接種します。ファイザー社の5～11歳用のワクチンを使用します(※)。(※)ファイザー社の12歳以上のものに比べ、有効成分が1/3になっています。



新型コロナワクチンの効果

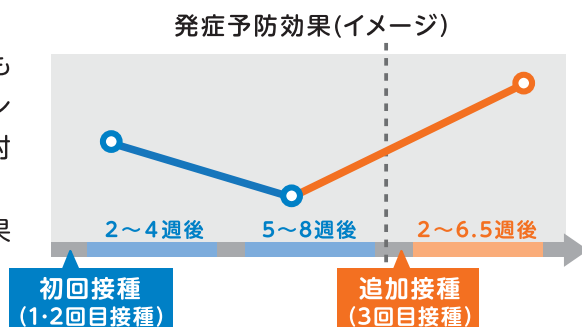
Q. 3回目接種をすることで、どんな効果がありますか？

A. 新型コロナワクチンを受けることで、新型コロナに感染しても症状が出にくくなります。5～11歳の子どもに対するワクチンの追加接種後は、オミクロン株を含む新型コロナウイルスに対する中和抗体価(※)が上昇します。また、時間経過とともに低下した初回接種による発症予防効果が、追加接種により回復すると報告されています。

(※)ウイルスの感染力や毒素の活性を中和できる抗体の値のこと

出典：特例承認に係る報告書

Fleming-Dutra KE, Britton A, Shang N, et al. Association of Prior BNT162b2 COVID-19 Vaccination With Symptomatic SARS-CoV-2 Infection in Children and Adolescents During Omicron Predominance. JAMA. 2022;327(22):2210-2219.



新型コロナワクチンの安全性

Q. 3回目接種を受けた後は、2回目接種の後と比べてどんな症状が出ますか？

A. 5～11歳の子どもに対する3回目の接種後7日以内の副反応は、1・2回目接種の後と比べると、おおむね同様の症状が見られ、2回目接種時を上回るリスクは報告されていません。

■5～11歳の接種後7日間に現れた症状発現率の比較(ファイザー社ワクチンを使用)

報告割合	接種後の症状(2回目接種後→3回目接種後の症状の発現率)		
50%以上	疼痛(72.2→73.9%)		
10～50%	疲労(46.6→45.6%)	頭痛(30.1→34.0%)	筋肉痛(12.5→18.3%)
	発赤(16.5→15.6%)	腫脹(14.0→16.4%)	悪寒(10.3→10.5%)
1～10%	発熱(8.8→6.7%)	関節痛(5.5→6.7%)	下痢(6.5→4.9%)
	嘔吐(1.8→2.4%)		

出典：特例承認に係る報告書



5～11歳用のワクチンがオミクロン株流行下でも有効であるとの最新情報を踏まえ、5歳から11歳のお子様
にワクチンを受けていただけるよう、ご本人とその保護者の方に努めていただくことになりました。これは、
国民の皆さまに接種にご協力いただきたいという趣旨によるものであり、接種を強制するものではありません。
詳しくは厚生労働省ホームページQ&Aをご覧ください。→





新型コロナワクチンを受けるには

◎5歳から11歳のお子様のワクチン接種には、保護者の方の同意と立ち合いが必要です。

ワクチンを受ける際には、感染症予防の効果と副反応のリスクの双方についての正しい情報を確認し、お子様とご相談のうえ、保護者の方に接種をご判断いただきますようお願いいたします。保護者の方の同意なく、接種が行われることはありません。

周りの方に接種を強制したり、接種していない人に対して差別的な対応をすることはあってはなりません。



◎ワクチンについての疑問があるときはかかりつけ医などにご相談ください。

新型コロナワクチンと他のワクチンとの接種間隔などについては、かかりつけ医などにご相談ください。同時または前後2週間は、インフルエンザワクチンを除き、原則として、他のワクチンを受けることはできません。また、お子様に基礎疾患があるときなど、ワクチンについての疑問や不安があるときも、かかりつけ医などによくご相談ください。

ご相談先など

◎新型コロナワクチンに関するご相談先

ワクチン接種後に、体に異常があるとき

ワクチンを受けた医療機関やかかりつけ医、市町村や都道府県の窓口

ワクチン接種全般に関するお問い合わせ

市町村の窓口



◎予防接種健康被害救済制度について

予防接種では健康被害(病気になったり障害が残ったりすること)が起こることがあります。極めてまれではあるものの、なくすことはできないことから、救済制度が設けられています。

新型コロナワクチンの予防接種によって健康被害が生じた場合にも、予防接種法に基づく救済(医療費・障害年金の給付など)が受けられます(※)。申請に必要な手続きなどについては、住民票がある市町村にご相談ください。

(※)その健康被害が、接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときは、市町村により給付が行われます。認定にあたっては、予防接種・感染症・医療・法律の専門家により構成される国の疾病・障害認定審査会により、因果関係を判断する審査が行われます。

ワクチンを受けた人もいれば、受けていない人もいます。ワクチンを受けた後も、今までのように、しっかり手洗い・消毒、マスクなどの感染予防対策を続けましょう。



密集した場所



密接した場面



密閉された空間



マスクの着用(※)



石鹸で手洗い



手指の消毒



こまめな換気

(※)屋外では、人と会話をするとき以外は、熱中症を防ぐためにもマスクを外しましょう。

子どもに対する新型コロナワクチンの有効性・安全性などの詳しい情報については、厚生労働省のホームページをご覧ください。

厚労 コロナ ワクチン 子ども

検索

ホームページをご覧になれない場合は、お住まいの市町村等にご相談ください。

